

①平成27年度卒業生の手続き状況（変更なし）

- ・10月より利用申請書の受付開始（12月末まで）
- ・年明け1月に利用調整を予定

②平成27年度検討事項

- ・暫定支給によるアセスメント実施の検討
（継続審議事項）
- ・平成26年度末の経過措置完全終了後、国による制度見直しやアセスメントマニュアルが続々発出

③今後のスケジュール

- ・利用者負担等の新たな課題の整理
- ・関係団体（学校）への通知

(平成27年度)特別支援学校の進路検討部会

資料 3

従来課題	解決方法	新たな課題
①児童相談所等による意見書 手続き(者みなし) ・面接等の実施⇒時間が必要	就労移行支援暫定支給に限定した一括意見書発出を児童相談所・こころの健康センターへ依頼	
②他のサービスとの併給 ・児童福祉法サービス (放課後等デイサービス等)	児童福祉法サービスの併給 ⇒同日利用でなければ利用可	総合支援法サービスの併給 (同行援護・行動援護・短期入所等) ⇒利用者負担、障害支援区分、システム運用も含め要検討
③アセスメント受入れた場合の定員超過(就労移行事業所における報酬上の課題)	「一時的にアセスメントを受け入れる場合の利用者」は定員の枠外に	就労アセスメントマニュアルより ・利用者の将来的な就労能力の伸び(成長力)を評価 ・アセス結果を相談事業所へ
④暫定支給決定時のサービス等利用計画の作成	(継続検討)	就労面・生活面の情報を踏まえたサービス等利用計画作成。一般就労に向けた支援(長期的目標)
⑤学校・区役所・就労移行事業所・相談支援事業所間のスケジュール調整	(継続検討)	6月アセスメント実施⇒年明け(2、3月)の申請・支給決定が必要